

# 令和7年度 第14回人事委員会議事録

**一 日 時** 令和7年11月7日（金） 午前10時00分から11時00分まで

**二 場 所** 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

## 三 出席者

1 人事委員	委 員 長	中 本 久美子					
	委 員	細 田 耕 治					
	委 員	中 島 諒 人					
2 事務局職員	事 務 局 長	丸 山 真 治	次 長 兼 給 与 課 長	灘 尾 幸 三			
	任 用 課 長	湯 ノ ロ 修	係 長	淺 田 瑞 生			
	係 長	河 崎 卓 哉	係 長	前 田 智 大			
	主 事	玉 谷 航 祐	主 事	蓮 佛 藍 子			
	※事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて執務室から呼び出す形で対応						
3 傍聴者		なし					

## 四 議 題

- 議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定 民間企業等経験者対象）の第1次試験合格者の決定について
- 議案第2号 鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定 大学卒業程度（追加募集：事務、技術・専門職））の第1次試験合格者の決定について
- 議案第3号 人事委員会規則等の一部改正について（勤勉手当関係）

## 五 議 事

### ◇鳥取県人事委員会委員長の選出、委員長職務代理者の指定について

中本委員の委員長任期が令和7年11月8日で満了するため、新委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定を行った。

委員互選の結果、中本委員を次期（令和7年11月9日から令和8年7月18日まで）の委員長に決定した。

続いて、次期の委員長である中本委員が任期中の委員長職務代理者に細田委員を指定した。

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第3号は公開、議案第1号及び第2号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

### ◇議案第1号

鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定 民間企業等経験者対象）の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### ◇議案第2号

鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定 大学卒業程度（追加募集：事務、技術・専門職））の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明した。

### ◇議案第3号

人事委員会規則等の一部改正（勤勉手当関係）について、事務局が説明し、原案を一部修正の上決定

した。

### 【説明】

下記のとおり規則等の一部を改正する。

### 記

## 1 改正する規則等の名称

- (1) 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）
- (2) 期末手当及び勤勉手当の運用について（昭和41年2月1日発鳥人委第12号）

## 2 概要

○令和7年12月期から、各任命権者が育児休業職員の業務応援を行った職員に対する勤勉手当の成績率加算を行うため、関係規則等について所要の改正を行う。

○勤勉手当については、人事委員会規則等で成績率の範囲を定めているが、当該加算を行った場合にその範囲を超える職員が生じるため、人事委員会の承認を得て、通常とは異なる成績率を適用できる規定を設ける。

### 【勤勉手当の概要】

民間における賞与等のうち成績査定分に相当するもので、基準日在職する職員等に支給

支給日：6月期：6月30日（基準日：6月1日、対象期間：12月2日～6月1日）

12月期：12月10日（基準日：12月1日、対象期間：6月2日～12月1日）

支給額：①基礎額 × ②成績率 × ③期間率

- ①基礎額：給料月額+地域手当（給料の月額に対するもの）+役職加算+管理職加算
- ②成績率：勤務成績の区分に応じ、人事委員会規則・通知で定める割合の範囲内において、任命権者が定める割合
- ③期間率：基準日以前6月以内の期間における在職期間・勤務期間に応じた割合

### 【育児休業応援職員加算の概要】

育休取得職員が取得する育児休業等の期間で当該職員の代替職員が配置されなかった場合に、育休応援職員（育休取得職員1人につき5人程度）に勤勉手当を加算

育休取得職員：育児休業又は育児休業に付随する休暇（産前産後休暇等）を1月以上の連續した期間取得した職員（会計年度任用職員、臨時の任用職員を含む）

育休応援職員：育休取得職員が取得する育児休業等の期間中、1月以上の連續した期間当該育休取得職員の業務を担った職員（部、局及び課の長、任期付職員等は除く）

加算率：従来の勤務成績に基づく成績率に、育休応援職員の業務を担った期間（育休応援期間）に応じて、次の月数を加算

＜一般職員＞育休応援期間1月につき0.015月を加算（1期あたり最大0.09月）

＜会計年度任用職員＞育休応援期間1月につき0.012月を加算（1期あたり最大0.072月）

### 【成績率】 ※下線部分は育児休業応援職員加算を行った場合に規則等の範囲を超える部分

根拠	成績区分	一般職員			会計年度任用職員		
		規則等の範囲	知事部局の取扱い	加算後(+0.09月)	規則等の範囲	知事部局の取扱い	加算後(+0.072月)

規則	特に優秀	1.85 以下 1.07 以上	1.115	1.205	—	—	—
	優秀	<u>1.07 未満</u> 0.995 以上	1.01	<u>1.10</u>	0.82 超	0.99 (特に優れた実績等)	1.062 (特に優れた実績等)
						0.89 (優れた実績等)	0.962 (優れた実績等)
	良好(標準)	<u>0.91</u>	0.91	<u>1.00</u>	<u>0.82 以下</u> 0.805 以上	0.81	<u>0.882</u>
通知	良好でない	0.83 以下	0.735 (努力等が必要)	0.825 (努力等が必要)	0.805 未満	0.66 (努力等が必要)	0.732 (努力等が必要)
			0.575 (かなりの努力等が必要)	0.665 (かなりの努力等が必要)		0.52 (かなりの努力等が必要)	0.592 (かなりの努力等が必要)
通知	戒告	<u>0.54 以下</u>	0.54	<u>0.63</u>	<u>0.485 以下</u>	0.485	<u>0.557</u>
	減給	<u>0.43 以下</u>	0.43	<u>0.52</u>	<u>0.385 以下</u>	0.385	<u>0.457</u>
	停職	<u>0.32 以下</u>	0.32	<u>0.41</u>	<u>0.285 以下</u>	0.285	<u>0.357</u>

#### 4 施行日等

11月7日(金) 人事委員会付議、議決  
11月末まで 改正規則・通知施行、各任命権者への承認手続

#### 【質疑等】

委員：改正後の規則案は、育児休業職員のサポートをする職員に対する制度であることが職員にとって分かりづらいように思うがいかがか。

事務局：制度を運用する任命権者の要領等には職員に対して分かりやすい表現で記載してあるが、規則では一定程度柔軟に運用できるよう対象等を必ずしも明確には規定していない。

委員：育児休業職員の業務応援を行った職員に対する加算であることが明確になるようにしてはどうか。

事務局：そのように修正することとしたい。

委員：その点については見直すこととし、本議案については、承認とする。

#### 六 次回人事委員会の開催

令和7年11月20日(木)午前10時00分から開催することとした。